

## こども誰でも通園制度について

## 1 こども誰でも通園制度試行的事業実施状況

令和8年度からの本格実施を見据え、本市における保育施設等の実情に即した制度設計を行うことができるよう、課題等の検証を行うため、令和6年7月から試行的事業を実施。

## (1) 事業概要

- ① 実施施設 26施設（認定こども園11、市立保育所5、小規模保育事業5、私立幼稚園5）
- ② 利用対象 市内在住の生後6か月から満3歳未満の認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていないこどものうち、ひとり親、妊婦、多胎児のいる世帯または子育てやこどもの発達に不安を感じている世帯
- ③ 利用料金 1回（2時間）あたり600円
- ④ 利用時間 利用児童一人あたり1日1回、月上限5回（10時間）

## (2) 利用登録者

- ・1歳児の登録が最も多い
- ・登録理由は「子育てやこどもの発達などに不安を感じている世帯」が8割

令和6年12月末時点

| 歳児 | 人数   | 割合    |
|----|------|-------|
| 0歳 | 82人  | 37.1% |
| 1歳 | 101人 | 45.7% |
| 2歳 | 38人  | 17.2% |
| 計  | 221人 |       |

| 区分                        | 割合    |
|---------------------------|-------|
| ① ひとり親世帯                  | 2.3%  |
| ② 妊婦の世帯                   | 8.1%  |
| ③ 多胎児のいる世帯                | 9.1%  |
| ④ 子育てやこどもの発達などに不安を感じている世帯 | 80.5% |

## (3) 利用状況

- ・1歳児の利用が多い
- ・午前中利用が多い
- ・利用実績は増加傾向である

(単位：人)

|     | 実利用人数 |    |    |     | 延べ利用人数 |     |    |     | 利用時間別延べ利用人数    |                 |                 |                 |     |
|-----|-------|----|----|-----|--------|-----|----|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
|     | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 計   | 0歳     | 1歳  | 2歳 | 計   | 9:00<br>~11:00 | 11:00<br>~13:00 | 13:00<br>~15:00 | 15:00<br>~17:00 | 計   |
| 7月  | 3     | 17 | 5  | 25  | 4      | 35  | 18 | 57  | 51             | 6               | 0               | 0               | 57  |
| 8月  | 3     | 10 | 5  | 18  | 5      | 24  | 12 | 41  | 37             | 3               | 1               | 0               | 41  |
| 9月  | 10    | 22 | 6  | 38  | 16     | 53  | 22 | 91  | 80             | 10              | 1               | 0               | 91  |
| 10月 | 9     | 19 | 9  | 37  | 19     | 57  | 23 | 99  | 86             | 13              | 0               | 0               | 99  |
| 11月 | 14    | 20 | 6  | 40  | 25     | 64  | 15 | 104 | 86             | 16              | 0               | 2               | 104 |
| 計   | 39    | 88 | 31 | 158 | 69     | 233 | 90 | 392 | 340            | 48              | 2               | 2               | 392 |

## (4) 利用者、事業者の声

- ① 事業者アンケート(R6年9月17日~27日)回答率100%(40施設(実施施設、実施検討中施設))
  - ・利用時間枠を各施設で設定できると良い
  - ・保育士の確実な確保が必要
  - ・一時預かり事業との受入れ調整が難しい
  - ・事業周知や広報活動が必要

- ② 利用者アンケート（R6 年 10 月 3 日～9 日）回答率 25.9%（利用者 44 人／170 人）
- ・家庭とは異なる環境や他の子との関わりを通して人やモノへ興味を持つようになった
  - ・専門家（保育士）による保育や集団生活を体験できた
  - ・実施施設が少ない                      ・ もう少し長い時間預けたい

- ③ 意見交換会（令和 6 年 11 月 27 日）実施施設（26 施設）のうち民間園 12 施設参加
- 令和 7 年度に向けた事業の見直し等について事業者との意見交換会を開催
- ・ 1 回 2 時間の利用時間は、施設としては適切な設定である
  - ・利用時間を歳児別に設定できると良い
  - ・こども誰でも通園制度、子育て支援ひろば、一時預かり事業のすみわけが必要
  - ・幼稚園では在園児のきょうだい利用が多く、保護者の交流の場となっている

#### （５）今後に向けた検討

- ・ 制度を周知するとともに、趣旨の理解を深める必要がある。
- ・令和 8 年度の本格実施に向けて実施施設を増やし受け皿を確保する必要がある。
- ・ 一時預かり事業との違いを分かりやすく整理する必要がある。

## 2 乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付について

- ・令和 6 年 6 月の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）が創設された。
- ・令和 7 年 4 月の事業実施にあたり、実施事業者の認可手続きが必要となる。

#### （１）経過（国の動向等）

|              |                                                                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R6. 6 月 12 日 | 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布<br>・乳児等通園支援事業の創設（R7. 4. 1 施行）<br>地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ、各自治体の判断で実施<br>・乳児等のための支援給付の創設（R8. 4. 1 施行）<br>全ての自治体で実施 |
| 6 月          | 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」を設置<br>7 月～12 月に数回議論、12 月に中間取りまとめ、3 月頃取りまとめ予定                                                                   |
| 8、11、12 月    | 自治体向けオンライン説明会開催                                                                                                                             |
| R7. 1 月      | 「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（内閣府令）公布予定                                                                                                          |

#### （２）今後の予定

|           |                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| R7. 1 月上旬 | 事業者への認可手続きの説明、実施事業者の募集                                                         |
| 1～2 月     | 実施事業者からの認可に関する申請書類の受付・審査                                                       |
| 3 月上旬     | 第 5 回児童福祉専門分科会                                                                 |
| 3 月中旬     | 実施事業者に認可通知発送                                                                   |
| 3 月下旬     | 浜松市児童福祉法施行条例の一部改正、公布（基準を規定）<br>浜松市立保育所条例の一部改正、公布（実施園を規定）<br>事業実施要綱及び補助金交付要綱の改正 |
| 4 月 1 日   | 事業開始                                                                           |

※令和 7 年度中に、乳児等のための支援給付の創設（R8. 4. 1 施行）に係る条例改正等を行う。